**成年後見制度利用支援事業（報酬等助成）要領**

**［１］　事業概要**

成年後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人及び補助監督人（以下「後見人等」という。）の報酬は、家庭裁判所が本人の資力、個別案件毎の後見実務、今後の収支予定、その他の事情を考慮して、審判により付与の可否及び報酬額を決定する。

原則として、報酬等の負担は本人の財産の中から支払われることになる（民法第862条）が、本人に資力がなく費用負担が困難なことから、第三者の後見人等の担い手がいないため、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度の利用が進まないといった事態に陥らないために、横須賀市が成年後見制度利用支援事業（以下「利用支援事業」という。）として、法定後見事件のうち横須賀市長申立事件及び家庭裁判所から専門職団体への推薦依頼または家庭裁判所からの指名打診により選任された被後見人等に対する報酬等の全部又は一部を被後見人等に対し助成を行うことで、成年後見制度の利用拡大と被後見人等の保護を図る。

**［２］　対象者**

１　法定後見事件のうち横須賀市長申立事件及び家庭裁判所から専門職団体への推薦依頼または家庭裁判所からの指名打診により選任された被後見人等であって、報酬等の負担をすることが困難であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者を対象者とする。

（１）生活保護法による被保護世帯に属する者。

（２）活用できる資産、貯蓄等が少ないと市長が認める者。

２　助成金の支給申請又は報酬付与の審判が行われる前に被後見人等が死亡した場合、報酬付与の審判により報酬を付与するとされた後見人等が報酬等の助成を受けることができる。

**［３］　助成金の請求期間・支給額**

■　助成金の支給額は、対象者の生活の場が在宅の場合は月額28,000円、在宅以外（施設等）で生活している場合は月額18,000円を上限とし、請求期間の月数（上限12月）を乗じた額を支給する。

■　助成金の支給額については、単年度予算の範囲内（28,000円×12月分又は18,000円×12月分）で、審判決定額と助成上限額を比較して、いずれか少ない方の額を助成する。

■　助成金の支給対象とする期間は、原則、報酬付与の審判により決定した後見等事務従事期間の初日（初回の場合、登記事項証明書に記載の審判確定日が、後見人等の就職日を指す）の属する月の翌月から、末日の属する月とする。

■　対象者が死亡し被後見人の医療費残金等の債務弁済後の遺留金が残った場合は、報酬付与の審判により決定した額について、遺留金を充当し、不足分を助成する。

**12**

**［４］　手続の流れ**

　　　　　　　　　　　　　　■市長申立による後見等開始の審判が確定した場合、

**１．後見等開始**

報酬助成に該当すると予想される案件については、

所管課から後見人等に対して、本要領を送付し、手続の流れ、留意事項について説明する。

　　　　　　　　　　　　　　■後見人等は審判内容を確認し、報酬額を被後見人等の資産から支弁可能であれば、本人の資産から報酬を支出する。

**２．審判の決定**

■後見人等が審判内容を確認し、報酬等の助成が必要と判断した場合、横須賀市の所管課に助成の申請を行う。申請者は、原則として被後見人等となり、被後見人等が死亡した場合は、後見人等が申請者となる。

**３．助成の申請**

　　　　　　　　　　　　　　■申請時の手続、必要書類等については別に記載。

**４．支給決定**

　　　　　　　　　　　　　　■所管課は、申請の内容を速やかに審査し、助成の可否及び金額を決定し、申請者に文書にて通知する。

　　　　　　　　　　　　　　■助成金の支給決定を受けた対象者は、所管課に請求手続をする。

**５．助成金の請求**

　　　　　　　　　　　　　　■請求時の手続、必要書類等については別に記載。

　　　　　　　　　　　　　　■所管課は、申請者が名義人となっている金融機関の口座に助成金の振込手続を行う。

**６．助成金の支給**

**［５］　報酬等助成の申請**

申請者は、報酬付与の審判が確定した後に、審判内容を確認したうえで報酬等の助成を要すると判断した場合、審判決定後遅滞なく横須賀市所管課に報酬付与の申立てにおいて家庭裁判所に提出した書類の写しと共に「成年後見人等報酬等助成申請書（第１号様式）」に以下に掲げる書類を添付して報酬等助成の申請手続きを行う。

①　報酬付与の審判書謄本の写し

②　成年後見人等に係る登記事項証明書の写し

③　対象者の資産、収支等の状況が判明する書類（事前相談以降、財産目録等に変更が生じた場合に限る。）

④　家庭裁判所から専門職団体への推薦依頼または家庭裁判所からの指名打診による法定後見事件の場合は、受任した事件であることが確認できる書類

　　（例）登記の書類、申立書の理由（事情）の記載、候補者欄が空欄の申立書等

⑤　その他、市長が必要と認める書類

必要に応じて、次に掲げる書類等の提出を求める。

□　対象者と生計を一にする配偶者の資産・収支等の状況が判明する書類

□　「資産・収支等の申告内容に係る調査同意書（別紙）」　　　　　　　　**13**

**［６］　助成金の支給決定**

所管課は、助成の申請を受付けたときは速やかにその内容を審査し、助成の可否及び金額を決定し、「成年後見人等報酬等助成通知書（第２号様式）」により、申請者に通知する。

**［７］　助成金の支給に係る審査基準**

**［審査基準］**

審判決定額を支弁できる預貯金の有無を確認する。支弁できる預貯金等資産を有していない場合は助成の対象となる。支弁できる預貯金等資産を有している場合は、以下の方法により審査する。

本人の資産から審判決定額を支弁した場合、以降1年間の収支概算及び残有資産の状況から生活維持の可否を判断する。

今後１年間における被後見人等の収入及び**＊資産（現金＋預貯金＋有価証券等）**から審判決定額を控除し、更に今後1年間の支出額を減算した場合、今後の生活維持に要する**＊社会的に相当と考えられる程度の資産**以下しか残らないと認められる場合には助成金の支給を決定する。

　ただし、審査により非該当となった者について、**＊市長が必要と認める場合**は助成の決定をする。

**＊資産（現金＋預貯金＋有価証券等）**

本来は、被後見人の資産の中から報酬を支弁するため、報酬助成の決定をするに伴い、活用すべき資産か否かの判断が重要となる。資産については、以下の３種に分類する。

**［１］　報酬に充当できる状態の資産（現金、預貯金等）**

**［２］　報酬に充当しやすい状態の資産（動産、有価証券、生命保険等）**

［３］　報酬に充当しにくい状態の資産（不動産等）

原則として、**助成決定に伴う資産とは上記［１］、［２］**と捉える。ただし、報酬を支弁するために被後見人の資産状態を変化させる事務を実施することが、後見上適正を欠く行為であると考えられる場合や有価証券、生命保険等があっても現金化しにくい場合もあるため、個別案件毎に判断する。

また、ローン等の負債についても負の財産・資産として考える必要があるが、今後の支払いや返済の予定・方針を確認したうえで個別案件毎に判断する。

**14**

**＊社会的に相当と考えられる程度の資産**

　本人の収支状況及び生活状況等から今後預貯金を取り崩ししなければならない場合や、緊急の入院費用及び葬儀費用などのために一定の預貯金を確保しておくことを認め、社会的に相当と考えられる程度の預貯金しかない場合に助成を行う。

■　生活維持費（不測の事態への対応）

生活場所（在宅・施設・病院等）に関わらず、当該年度の生活保護基準額表による居宅生活費を準用。

　□　要綱第３条第１項第１号に該当する者

　　　生活保護基準額表による居宅生活費　　　１か月分

　□　要綱第３条第１項第２号に該当する者

生活保護基準額表による居宅生活費　　　６か月分

■　葬祭費用

　□　要綱第３条第１項第１号に該当する者　　不要

　□　要綱第３条第１項第２号に該当する者　　生活保護基準準用

**＊生活維持費**

　生活維持費については、緊急的に入院した場合の費用や家財処分等の費用が考えられる。要綱第３条第１項第１号に該当する者については、各法により扶助がなされるため最低限の生活維持費を見込むこととする。

**＊市長が必要と認める場合**

　審査上、非該当となった場合において、入院や手術など多額の支出予定がある場合など、特段の事情を考慮する必要がある場合には所管課にて助成の可否を判断する。

**＊変則的な場合における支給期間及び支給額**

助成金の支給対象とする期間は、報酬付与の審判により決定した後見等事務従事期間の初日の属する月の翌月から、末日の属する月とする。

**注）**後見等事務従事期間の初日の属する月から、末日の属する月とすると、継続的に助成を行う場合、重複助成となる期間が発生するため、初日の属する月の翌月から起算する。

**注）**継続して後見業務を行っている場合、初日の属する当該月から12か月後の月末までを報酬助成の期間として申請する場合がある。その場合においては、例外として初日の属する月から助成の対象とする。

助成金の支給期間に施設等入所期間と在宅期間が混在するときは、全日施設等に入所している月はその月の上限額を18,000円、施設等に入所していない日が1日以上ある月はその月の上限額を28,000円とし、これを合算して全助成金支給期間の上限額を求める。

　医療法の医療提供施設（介護保険給付の対象となる施設を除く）に入院した場合は、入院の日から３か月を経過した次の日から、施設等入所として取扱う。

**15**

入所施設等とは、次に掲げるものとする。

■　生活保護法に規定する保護施設

■　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設

■　老人福祉法に規定する老人福祉施設

　　（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム）

■　介護保険法に規定する介護保険施設

　　（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）

■　医療法に規定する医療提供施設（ただし３か月を超えて入院した場合に限る。）

■　前各号の類似施設で市長が認める施設

**［８］　助成金の請求・支給**

■　助成金の決定を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）は、「成年後見人等報酬等助成金請求書（第３号様式）」により、横須賀市所管課に請求手続を行う。

■　横須賀市所管課は、請求を受付けた場合、助成決定者が名義人となっている金融機関の口座に振込手続を行う。

■　助成決定者である被後見人等が死亡した場合は、その助成決定者の後見人等が報酬等の助成を受けることができるとし、当該後見人等の金融機関口座に助成金を振り込むこととする。

**［９］　届出の提出**

助成決定者は、次のいずれかに該当するときは、「成年後見人等報酬等助成資格等変更・喪失届（第４号様式）」により、横須賀市所管課に速やかに届け出なければならない。

■　申請事項に変更があったとき

■　対象者の要件に該当しなくなったとき

　助成決定者の資産状況等の確認について、必要に応じて書類の提出又は報告を求める。

　また、申請内容の確認のために、必要に応じて可能な範囲で調査を行う。

個人情報の本人同意又は代理人同意に基づく調査を行うため、助成金の支給申請時に「資産・収支等の申告内容に係る調査同意書（別紙）」を取得する。

**［10］　助成の変更等**

　助成決定者の助成の資格の喪失、資産状況の変更等を確認したときは、当該助成決定者に係る助成金の支給額を減額し、又は助成の決定を取り消すことができる。

　助成決定者が、次のいずれかに該当する場合は、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

■　偽り、その他不正な手段により助成金の決定を受けた場合  **16**

■　助成金を報酬等の支払い以外の目的に使用した場合

**［11］　後見人等の努力義務**

■　後見人等は、家庭裁判所に対する報酬付与の審判の申立て及び横須賀市に対する報酬等助成の申請を1年に1回行うよう努める。（努力義務）

■　後見人等は、助成金の支給申請を行う場合、報酬付与の審判が行われた後に遅滞なく申請をするよう努める。（努力義務）

**17**